

水産増養殖産業イノベーション創出プラットフォーム
会則（令和6年6月28日改正）

水産増養殖産業イノベーション創出プラットフォーム 会則

改正：令和6年6月28日

第1章 総 則

（名称）

第1条 本会は、水産増養殖産業イノベーション創出プラットフォームと称する。

（主たる事務所）

第2条 本会は、主たる事務所を国立研究開発法人水産研究・教育機構本部に置く。

（目的）

第3条 本会は、収益性と信頼性及び国際性の高い産業の創出をめざし、安全・安心、高品質な水産物を環境に配慮しつつ低コストで生産する新規増養殖システムや新たなビジネスモデルを構築する。このため、産官学の連携による活動と異分野融合を通じて、必要な研究開発・市場開発を推進することを目的として水産業が抱える課題解決と新規事業の創出を目標に行動する。

（事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1） 省エネ型陸上養殖施設やロボティクスによる新規増養殖システムの開発
- （2） 新規増養殖システムに適した魚種選定、生産及び改良等の高付加価値をつけた商品開発
- （3） 新規増養殖システムに適した餌料開発
- （4） 分子生物学的手法を用いた飼育指標の開発
- （5） ICT等の高度情報技術を活用した新規増養殖システムの開発
- （6） 新規増養殖システムの普及に向けた国際ビジネスプランの策定
- （7） 科学技術に裏付けされた日本版 HACCP等認証制度の確立
- （8） 研究成果等の情報発信及び新たなプラットフォーム会員の勧誘
- （9） 持続可能な増養殖の推進
- （10） その他「知」の集積と活用の中 産学官連携協議会の活動協力

第2章 会 員

（入会）

第5条 本会の目的に賛同し、会員として入会しようとするものは、当該年度に本会所定の様式により申込みを行い、事務局が受け付ける。

(会員)

第6条 本会の趣旨に賛同して入会した法人、団体および個人をもって組織する。

(任意退会)

第7条 会員は、本会所定の様式による退会届を事務局に提出することにより、任意に退会することができる。

2 事務局は受付後、運営委員会に報告する。

(構成員の除名)

第8条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、運営委員会の決議によって当該会員を除名することができる。

1. 本会則その他の規則に違反したとき。
2. 本会の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき。
3. 暴力団等反社会的勢力である事が判明したとき。
4. その他除名すべき正当な事由があるとき。

第3章 役員

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

プロデューサー 5名以内

コーディネーター15名以内

監事 4名以内

2 プロデューサーのうち1名を総括プロデューサーとする。

3 役員をもって運営委員会を組織する。

(プロデューサー、コーディネーターおよび監事の選任)

第10条 プロデューサー、コーディネーターおよび監事は、運営委員会において選任される。

(運営委員会の職務)

第11条 運営委員会は、プラットフォームにおいて、革新的な技術やアイデアの発掘から、関係者のマッチング、知的財産を含む利害関係の調整、ビジネスモデルを踏まえた知財戦略や研究計画の方向付けを行う。

(監事の職務及び権限)

第12条 監事は、本会の業務の執行及び財産の状況を監査し、その結果を運営委員会に報告しなければならない。

(役員の任期)

第 13 条 役員の任期は本事業終了時までとする。ただし、本人の希望等により辞退する場合この限りではない。

(役員の報酬)

第 14 条 役員に関しては無報酬とする。

第 4 章 運営委員会

(運営委員会の権限)

第 15 条 運営委員会は、次に掲げる職務を行う。

- 一 事業計画及び予算に関する事項
- 二 事業報告及び決算に関する事項
- 三 会員の除名
- 四 会則の変更
- 五 プラットフォームの解散及び残余財産の処分
- 六 その他、各号に掲げるもののほか、プラットフォームの運営にかかる重要な事項

(招集)

第 16 条 運営委員会は、総括プロデューサーが招集する。

- 2 総括プロデューサーが欠けたとき、又は総括プロデューサーに支障等あるときは、各プロデューサーが運営委員会を招集する。
- 3 運営委員会を招集する者は、運営委員会の日時、場所、目的、その他必要な事項を記載した書面をもって、運営委員会の日の 1 週間前までに、運営委員会を組織する役員に対してその通知を発しなければならない。

(議長)

第 17 条 運営委員会の議長は総括プロデューサーとする。

- 2 総括プロデューサーが欠けた場合には、プロデューサーの 1 人が議長を務める。

(決議)

第 18 条 運営委員会の決議についてはプロデューサー及びコーディネーターの過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第 19 条 運営委員会の議事については、事務局が議事録を作成しなければならない。

- 2 議長は議事録に記名する。

3 会員へはメール等で周知する。

第5章 資産及び会計

(事業年度)

第20条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(会費)

第21条 会員は、本会の目的を達成するため、必要な経費として運営委員会において定める会費を支払う義務を負う。納付された会費は、理由の如何を問わず返還しない。ただし、当面は無料とする。

(事業報告及び決算)

第22条 事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、事務局が次の書類を作成し、監事の検査を受けたうえで、第1号及び第2号の書類についてはその内容を運営委員会に報告し、第3号から第6号までの書類については役員及び監事の承認を受けなければならない。

1. 事業報告
2. 事業報告の附属明細書
3. 貸借対照表
4. 損益計算書（正味財産増減計算書）
5. 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
6. 財産目録

2 前項の書類を主たる事務所に備え置くとともに、会則、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第6章 事務局

(事務局)

第23条 本会に事務局を置く。事務局の組織及び運営に関して必要な事項は運営委員会で定める。

2 本会の事務を処理するため、必要に応じ、運営委員会の承認を得て、本会の会員以外の第三者に、事務処理の委託をすることができる。

第7章 総会

(総会の開催)

第 24 条 プラットフォームの総会は、必要に応じて開催する事とする。

- 2 総会の議長はプロデューサーがこれにあたる。プロデューサーに支障があるときはプロデューサーが予め指名したものが議長を務める。
- 3 総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - 一 運営委員会が必要と認めたとき。
 - 二 総構成員の 2 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示した文書により請求があったとき。

（総会の招集）

第 25 条 総会の招集はプロデューサーが行う。

- 2 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって会員総会の日の 2 週間前までに通知をしなければならない。

（総会の議決方法等）

第 26 条 総会の決議は出席した当該会員の議決権の過半数をもってこれを行う。

（議事録）

- 第 27 条 総会の議事については事務局が議事録を作成しなければならない。議長及び出席したプロデューサーがこれに記名押印し、主たる事務所に備え置く。
- 2 会員へはメール等で周知する。

第 8 章 雑則

（会則に定めのない事項）

第 28 条 本会則に定めのない事項については運営委員会において定めるものとする。